

# □第3部 (AWESOME ヤマ当て) □

## 【憲法】

人権 ※1	統治 ※2
憲法 25 条 (判例)	内閣 ⇒平成 28 年度第 5 問は「立法」、平成 29 年度第 5 問は「内閣」、令和元年度第 3 問は「議員の地位」、令和 2 年度第 5 問は「議院の自律権」、令和 3 年度第 6 問は「唯一の立法機関」についての出題がなされています。
憲法 14 条 1 項 (判例) ※3	司法権 (判例) ※5
憲法 22 条 1 項 (判例) ⇒「薬局距離制限事件 (最大判昭 50.4.30)」「小売市場距離制限事件 (最大判昭 47.11.22)」等 ⇒「経済的自由権」まで広げて、財産権 (29 条) に関する「森林法事件 (最大判昭 62.4.22)」「証券取引法 164 条事件 (最大判平 14.2.13)」も注意！	財政
人権享有主体性 (判例) ※4	地方自治

※ 1 「表現の自由」は頻出ですから、テキスト・模試・問題集を通じてしっかりと復習しましょう！（頻出過ぎるのでヤマ当て表には入れていません）

※ 2 統治分野に関しては、YouTube 『豊村慶太の統治条文一氣読み』をご覧になっていると思うので、そこでメモをした条文を最終確認してください。

※ 3 重要判例が目白押しなので最後に確認しましょう。「選択的夫婦別姓訴訟 (最大判平 27.12.16 / 最大判令 3.6.23)」も忘れずに！

※ 4 「外国人」「法人」は当然として、「特別の法律関係における人権 (刑事施設被収容者・公務員)」もチェックしましょう！

※ 5 司法権の判例については、地方議会における出席停止処分の適否に司法審査が及ぶかが争われて判例変更がされた最大判令 2.11.25 に注意！（令和元年度第 3 問肢 4 で変更前の判例の出題あり）

裁判官の SNS への不適切投稿についての判例 (最大決平 30.10.17) は、第 4 部で扱います。

※ 「憲法改正 (96 条)」に関しては、「憲法改正国民投票法」とともに「基礎法学」もしくは、一般知識の「政治」対策として確認してください。

**【民法】**

総則	物権
時効 ※1	不動産物権変動と登記 (○○と登記)
意思表示 ※2	即時取得
代理 ※3	先取特権 ※4

※1 特に 147 条～161 条（時効の完成猶予・時効の更新）と 166 条・167 条は丁寧に押さえましょう！

※2 93 条～96 条を入念に！**93 条 2 項・94 条 2 項・95 条 4 項・96 条 3 項は、「善意ですか？」「善意・無過失ですか？**

※3 「無権代理と相続」や、改正の影響がある 107 条・108 条・117 条（特に 117 条 2 項 1 号・2 号）も注意。

※3 夫婦の日常家事債務（民法 761 条）の連帯責任の判例（最判昭 44.12.18）も「表見代理」の分野として復習しましょう！

※4 令和 3 年度第 30 問は「留置権」、令和元年度第 31 問は「質権」からの出題でした。

※ 「抵当権」はテキスト・模試・問題集を通じてしっかりと復習しましょう！  
(頻出過ぎるのでヤマ当て表には入れていません)

債権総論	債権各論	家族法
債権譲渡 ※1	不当利得	遺留分
詐害行為取消権 ※1	委任	特別養子縁組 ※2
相殺 ※1	請負	遺産の分割

※1 「債権譲渡」「相殺」については、第 1 部で取り扱っています。また、「債権譲渡」「詐害行為取消権」については、改正条文を後掲しています。

「債権者代位権・詐害行為取消権」はともに重要ですが、「債権者代位権」は、令和 3 年度第 32 問で出題済みです。

※ 「賃貸借」は頻出分野でもあり、改正点もありますから、テキスト・模試・問題集を通じてしっかりと復習しましょう！改正条文を後掲しています。

※2 「特別養子縁組」は、改正点を含めて第 1 部で取り扱っています。

**おまけ～要チェック！改正条文（詐害行為取消権・債権譲渡・賃貸借）**

<b>詐害行為取消権</b>	424条・424条の2・424条の3・424条の4・424条の5・424条の6・424条の7・424条の8・424条の9・425条・425条の2・425条の3・425条の4・426条
<b>債権譲渡</b>	466条・466条の2・466条の3・466条の4・466条の5・466条の6・467条・468条・469条
<b>賃貸借</b>	601条・604条・605条の2・605条の3・605条の4・606条・607条の2・611条・613条・621条・622条・622条の2

**【行政法】**

行政法総論	行政手続法	行政不服審査法
行政上の強制手段	申請に対する処分・不利益処分	再審査請求
行政法の適用範囲（判例） ⇒「行政上の法律関係」については過去に何度も判例問題が出題されていますが、頻出分野なので今年も判例チェックは怠らないでください。	適用除外	審理員による審理手続
「行政行為の取消し」と「行政行為の撤回」の比較 「取り消すことができる行政行為」と「無効な行政行為」の比較	定義（2条）	請求認容裁決の諸類型等（46条～48条・49条3項・52条1項等）
行政行為の附款		教示制度

※「行政法総論」では、「行政立法」「行政裁量」が頻出ですが、「行政立法」は令和3年度第10問・「行政裁量」は令和3年度第9問でそれぞれ出題されています。

※「国家行政組織法」「国家公務員法」「内閣法」等は、これまでの学習（講義視聴・問題演習・模試の復習等）で確認した条文に印が入っていると思いますのでその部分を見直しましょう！

行政事件訴訟法	国家賠償法	地方自治法
訴訟要件のうち「 <b>处分性</b> 」 ⇒「原告適格」は、令和3年度第19問で出題済み。 ⇒「狭義の訴えの利益」は、令和2年度第17問で出題済み。	国家賠償法2条（判例） ⇒令和3年度第21問・令和2年度第20問・第21問で国賠法1条の判例が正面から問われましたので、今年はまず国賠法2条の判例を意識しましょう。 (注) 1条が大事ではないという趣旨ではないですよ	住民監査請求と住民訴訟 ⇒平成29年度第24問のように1つの問題でまとめて問われるパターンのみならず別々で出題されるパターン(平成21年度第24問・平成27年度第21問等)にも注意！
取消訴訟の審理と判決	国家賠償法1条（判例）	関与 ⇒「国地方係争処理委員会」「自治紛争処理委員」が絡む紛争処理手続も忘れずに！
差止め訴訟 ⇒「義務付け訴訟」は、令和2年度第19問で出題済み。		執行機関
当事者訴訟 ⇒在外日本国民の選挙権（最大判平17.9.14）を見ておきましょう（憲法対策としても）。		議会
仮の権利救済の比較		

## 【商法・会社法】

商法	会社法
商行為通則・商事売買	設立
商業使用人（例：支配人）	新株発行等の資金調達（社債含む）
仲立ちと取次ぎ	報酬関係の比較（取締役の報酬・監査役の報酬・会計参与の報酬等）
場屋営業	株主総会

## 【政治・経済・社会】

政治	経済	社会
日本の選挙制度 ⇒テキスト記載の衆参の選挙制度を確認する。 特に、今般改正のあった参議院の選挙制度（「特定枠」等）はしっかりチェック！「アダムズ方式」も再確認しましょう。	戦後経済史 ※1	国内における労働力の不足（外国人労働者・女性の労働力活用施策） ⇒外国人に関しては、特に2018年に成立した「改正入管法」についてテキスト・ニュース検定テキストを確認しましょう。
領土問題（中国・ロシア・韓国）	日銀の金融政策	労働問題（働き方改革等）
各国の政治制度 ⇒中国に関しては、『ニュース検定 公式テキスト』をお持ちであれば、p 108～p 109（2022年度版の場合）を一読しましょう。	EUをはじめとする地域的経済統合（英国のEUからの離脱といった最新トピックも注意）	地球環境（最近では「パリ協定」、他に環境に関する条約）
	エネルギー安全保障	社会保障制度の現状

※「政治・経済・社会」は、①従来の頻出分野を問うてくる年度と②かなり時事的な問題もまあまあ出題する年度があります。

①の代表格は、令和2年度です。「選挙制度」「戦後経済史」「日本の国債制度」「日本の子育て政策」といったオーソドックスなテーマが並びました。他方、②に分類される令和3年度は、「新型コロナ」「ふるさと納税」といったテーマが出題されました。令和3年には東京オリンピックが開催されましたから、「オリンピックの戦後史」も出題されました。また、菅義偉氏が首相時代に問題となった「日本学術会議会員の任命」も時事的といえば時事的です。

※1 「消費税の歴史」もその当時の内閣と絡めて理解しましょう。

※1 「戦後の自由貿易促進の取組み（IMF=GATT体制→WTO→FTA・EPA等）」に関しては、YouTube『豊村慶太の政経社ポイント講義 #13・#14』で話しています。

※「核問題」に関しては、各自のテキストや『ニュース検定 公式テキスト』（2022年度版なら、p 112～p 115・p 121）を再度確認しましょう。

また、『豊村慶太の政経社ポイント講義 #16 核軍縮』のYouTube動画も参考にどうぞ。

※「海洋プラスチックごみ問題」についても、各自のテキストや『ニュース検定 公式

テキスト』を再度確認しましょう。

※少子化・未婚化・晩婚化に関する新しいデータの1つを紹介します。

⇒50歳時の未婚率=男性 25.7%・女性 16.4%（2020年国勢調査）

## ※ロシアによるウクライナ侵攻により顕在化した主なトピック

- ☆国際連合（特に安全保障理事会）
- ☆EU
- ☆NATO
- ☆エネルギー問題
- ☆日ソ（日ロ）の歴史（特に戦後史）

## 【情報通信・個人情報保護】

情報通信	個人情報保護
情報通信用語 (テキスト・模試を中心に) ※1	改正点 ※2
デジタル庁・デジタル手続法	目的規定・定義規定
マイナンバー制度	個人情報取扱事業者の義務

※1 拙著『豊村式合格メソッド100』(中央経済社)でも紹介しましたが、**大塚商会**の「IT用語辞典」はオススメのサイトです。他には、**総務省のサイト**にある「**国民のための情報セキュリティサイト**」内にある「用語辞典」も使い勝手が良いです。

※2 以下、何点かピックアップしておきます。

☆16条4項→6ヶ月以内に消去するものも保有個人データに含まれる。

☆19条→不適正な利用の禁止。

☆26条→事業者の責務が追加された（報告・通知の義務化）。

☆27条2項→不正手段で取得された個人データは、オプトアウトでの第三者提供を認めない。

☆28条2項・3項→外国にある事業者への提供の制限。

☆2条7項・31条→「個人関連情報」。

☆2条5項・41条・42条→「仮名加工情報」。

☆33条1項→本人の権利保護を強化した（書面交付以外に電磁的記録の提供による方法もOKになった）。

☆35条5項→本人の権利保護を強化した。

☆47条2項→事業者による自主性を促進するルール。

☆178条他→罰則が強化された。